

## 議案第 12 号

### 美里町介護保険条例の一部を改正する条例

美里町介護保険条例（平成 18 年美里町条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主」を「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成 29 年 8 月 18 日提出

美里町長 相 澤 清 一

#### 理 由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）が平成 29 年 6 月 2 日に公布され、一部の規定が同年 7 月 1 日に施行された。これにより、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正され、調査のための物件の提出命令等に従わない者に対して市町村が条例で定めることにより過料を科すことができる対象者に第 2 号被保険者の配偶者等が追加されたことから、本町の条例においても同様の改正を行うものである。

これが、この議案を提出する理由である。